

福介第 1239 号－ 3

令和 5 年 3 月 15 日

特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会 会長 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課長

介護支援専門員実態調査の実施について（依頼）

日頃より本県の介護保険行政に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、本県では、介護支援専門員を配置している事業所（施設）の実態を把握し、人材の確保や定着を支援する施策につなげることを目的にアンケート調査を実施します。

つきましては、貴会会員あて、別添事業所、施設あて依頼通知により周知願います。

担当 支援審査班（中安）

電話 054-221-3395

E-mail kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp

福介第1239号
令和5年3月15日

各介護サービス事業所・施設の長様

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課長

介護支援専門員実態調査の実施について（依頼）

日頃より本県の介護保険行政に御協力いただき、ありがとうございます。
このことについて、下記のとおり実施しますので、御協力願います。

記

1 調査の目的

介護支援専門員を配置している事業所（施設）の実態を把握し、人材の確保や定着を支援する施策につなげることを目的に実施します。

2 調査票送付先

介護支援専門員が配置されている静岡県内の事業所、施設等

3 調査票回収方法

アンケートは、パソコン、スマホ等から「ふじのくに電子申請サービス」を利用して回答願います。

下のURL又はQRコードから入力画面にお進みください。

https://s-kantan.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=8142



4 回答期限

令和5年4月7日（金）までに回答願います。

お問い合わせ先

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課
支援審査班（中安）

電話 054-221-3395

E-mail kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp

注意 この用紙は回答用紙ではありません！
御回答はパソコン、スマホ等から「ふじのくに電子申請サービス」に入力してください。

介護支援専門員実態調査

＜介護保険制度の「要」とも言われている介護支援専門員（ケアマネジャー）ですが、近年、人材不足や高齢化の状況にあるとの声をお聞きします。

この調査は、介護支援専門員を配置している事業所（施設）の実態を把握し、人材の確保や定着を支援する施策につなげることを目的に実施します。＞

— 回答については、令和5年3月1日時点の状況でお答えください。 —

Q 1 貴事業所（施設）の種別を選択してください。

- 居宅介護支援事業所
- 地域包括支援センター
- 特定施設入居者生活介護
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 介護医療院
- 認知症対応型共同生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- その他

「その他」を選択された方は入力してください。

Q 2 貴事業所（施設）が所在する市町を選択してください。

(選択してください) ▾

選択肢

35市町

Q 3 貴事業所（施設）が属する法人全体の従業員規模を選択してください。

- 19人以下
- 20人以上49人以下
- 50人以上99人以下
- 100人以上299人以下
- 300人以上499人以下
- 500人以上

注意 この用紙は回答用紙ではありません！

御回答はパソコン、スマホ等から「ふじのくに電子申請サービス」に入力してください。

Q 4 貴事業所（施設）の介護支援専門員の常勤換算人数を入力してください。

人

Q 5 貴事業所（施設）の介護支援専門員の常勤及び非常勤職員の実人数を入力してください。

常勤専従 人

常勤兼務 人

非常勤専従 人

非常勤兼務 人

Q 6 貴事業所（施設）の介護支援専門員の年齢構成ごとの人数を入力してください。

30 代以下 人

40 代 人

50 代 人

60 代 人

70 代以上 人

Q 7 居宅介護支援についてのみお答えください。令和 5 年 2 月分実績として給付請求した、事業所全体の件数を入力してください。

（予防の 1 件は、0. 5 件ではなく 1 件として入力）

予防 件

介護 件

Q 7-2 居宅介護支援についてのみお答えください。令和 5 年 2 月分実績として給付請求した、常勤一人当たりの請求件数を入力してください。

（小数第一位を四捨五入して整数で入力）

件

注意 この用紙は回答用紙ではありません！

御回答はパソコン、スマホ等から「ふじのくに電子申請サービス」に入力してください。

Q 8 貴事業所（施設）における介護支援専門員の過不足状況をお答えください。

- 大いに不足している
- 不足している
- やや不足している
- 適当である
- 過剰である
- 一人で居宅介護支援事業所を運営しているため過不足はない

Q 9 貴事業所（施設）における主任介護支援専門員の過不足状況をお答えください。

- 大いに不足している
- 不足している
- やや不足している
- 適当である
- 過剰である
- 主任ケアマネは必置ではない
- 一人で居宅介護支援事業所を運営しているため過不足はない

Q10 貴事業所（施設）における介護支援専門員の確保・離職防止に関する課題をお答えください。（一人で居宅介護支援事業所を運営されている方は回答不要です）

新たに介護支援専門員資格を取得する者が少ない

資格取得後も介護支援専門員以外の職に就く者が多い

高齢化が進んでいる

離職する者が多い

新たに介護支援専門員を募集してもなかなか採用につながらない

新人を教育する時間がとれない

新人に多くの担当を受け持ってもらわざるをえない（前任者の担当引継ぎ等）

選択肢

- 1 現在課題となっている
- 2 将来的に課題となり得る
- 3 課題となっていない

注意 この用紙は回答用紙ではありません！

御回答はパソコン、スマホ等から「ふじのくに電子申請サービス」に入力してください。

Q11 介護支援専門員の資格を持っていても介護支援専門員として働かない主な理由として考えられるものを5つまでお答えください。

- 賃金が低い
- 労働時間が長い・休日でも急な相談対応
- 体力的な負担が大きい
- 精神的な負担が大きい
- 資格の更新が負担
- 結婚、出産に支障がある
- 身内の介護に支障がある
- 利用者、家族への対応が大変
- 新人教育プログラムが整っていない
- 職員同士のトラブル
- その他

「その他」を選択された方は入力してください。

Q12 一人で居宅介護支援事業所を経営されている方に伺います。一人で活動している理由をお答えください。

- 利用者本位の支援がしたい
- 自由な働き方をしたい
- ケアプラン作成にあたり所属法人に気を使いたくない
- 複数ケアマネで活動したいが人材が確保できない
- その他

「その他」を選択された方は入力してください。

注意 この用紙は回答用紙ではありません！
御回答はパソコン、スマホ等から「ふじのくに電子申請サービス」に入力してください。

Q13 介護支援専門員を定着させるために、貴事業所が実施している取り組みについてお答えください。

賃金・労働時間の適正化

資格手当や処遇改善手当等の実施

勤務のフレックスタイム制の導入

人事評価基準の明確化

上司による個別面談等、相談体制の充実

I C T機器、A Iの導入

福利厚生 of 充実

研修の機会の充実

新人教育プログラムの作成・実施

資格更新の法定研修の受講料を事業所負担

資格更新の法定研修を研修出張扱い

その他

選択肢

- 1 実施している
- 2 今後実施予定
- 3 実施したいが困難
- 4 実施するつもりはない
- 5 検討中

注意 この用紙は回答用紙ではありません！

御回答はパソコン、スマホ等から「ふじのくに電子申請サービス」に入力してください。

Q14 貴事業所が介護支援専門員を採用するために利用している募集方法とその効果についてお答えください。

法人ホームページへの掲載

ハローワーク

民間の人材サービス会社

求人媒体（新聞折り込み等）

知人等への個人的声かけ

その他

選択肢

- 1 効果あり
- 2 やや効果あり
- 3 効果なし
- 4 利用していない

Q15 介護支援専門員を増やすための施策についてお考えをお答えください。

S N S等を活用した介護支援専門員の魅力発信

介護支援専門員に対する巡回カウンセリング相談の実施

リーダーの養成、活用（グループスーパービジョンの普及）

介護支援専門員試験受験対策講座の実施

I C T機器、A Iシステムの導入支援

報酬の改善

受験資格、更新要件の緩和等

新人教育プログラムの作成

新人教育担当者向けの研修

選択肢

- 1 効果が期待できる
- 2 やや効果が期待できる
- 3 あまり効果は期待できない

注意 この用紙は回答用紙ではありません！

御回答はパソコン、スマホ等から「ふじのくに電子申請サービス」に入力してください。

Q16 その他介護支援専門員の人材確保・離職防止のため、県に実施してほしい支援がありましたら、記入してください。

--